

### 3 村上市立金屋小学校いじめ防止基本方針

#### 1 いじめ防止のための取組の基本方針

- いじめを防止し、一人一人の児童が安心して学校生活を送ることができるように日々の変化をみとり、環境を整えていく。
- 全ての教育活動について、いじめ防止の観点から見直し、改善を行い、いじめの起きない学校づくりに組織的に取り組む。

#### いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。

また、いじめには多くの態様がある※3ことから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める

#### 2 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織

##### 【いじめ・不登校対策委員会】

・校長、教頭 ・生活指導主任 ・保健主事 ・教務主任 ・当該学級担任

(2) 日常的に、生活指導上の課題に関して対応する組織

・生活指導部会 ・特別活動部（児童会）

(3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

・村上市教育委員会地区担当指導主事  
・校医またはかかりつけ医  
・校区内民生委員児童委員

(4) 組織の役割

- ①学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④いじめと疑われる情報があった時の緊急会議の実施、いじめ情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者と連携した対応

- ⑤学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す。

### 3 いじめ防止に向けた取組

#### (1) 生活指導体制

##### ①いじめ防止に向けた指導内容（指導事項）

- ・元気なあいさつ ・学習と遊びのけじめ ・差別や仲間はずしをしない ・「さん」をつけた呼び方 ・相手の立場で考える（人権の大切さ） ・発達段階に応じた法教育

##### ②年間指導計画→別紙「金屋小学校いじめ防止学習プログラム」参照

#### (2) 教育相談体制

##### ①毎月児童アンケートを実施し、結果に基づいて面談を行う。（6・11月に保護者アンケート）

##### ②アンケートの集計結果や、面談後の児童の様子などから、気になる児童について、全職員が共通理解をする場を設ける。

##### ③必要に応じてスクールカウンセラーや地区担当指導主事を活用する。

#### (3) 早期発見・早期対応の在り方

##### ①年度初めに「子どもを語る会」を実施し、昨年度までの様子から、全校体制で支援しなければならない児童について共通理解する。

##### ②養護教諭や級外職員等、職員同士の連絡を密にして児童の変化を把握する。

##### ③職員会議や職員朝会の中に「児童の様子について」語る場を設け情報の共有を図る。

##### ④児童の変化については、逐次、生活指導主任や管理職に報告し迅速に対応する。

### 4 校内研修

- ・ 夏期休業中にいじめ根絶に向けての取り組み方や個別な支援を要する児童についての対応の仕方、またはアンケートの有効な活用の仕方などの研修の場を設ける。
- ・ 荒川地区教職員協議会生徒指導部における情報を伝達し、対応について共通理解を図る。

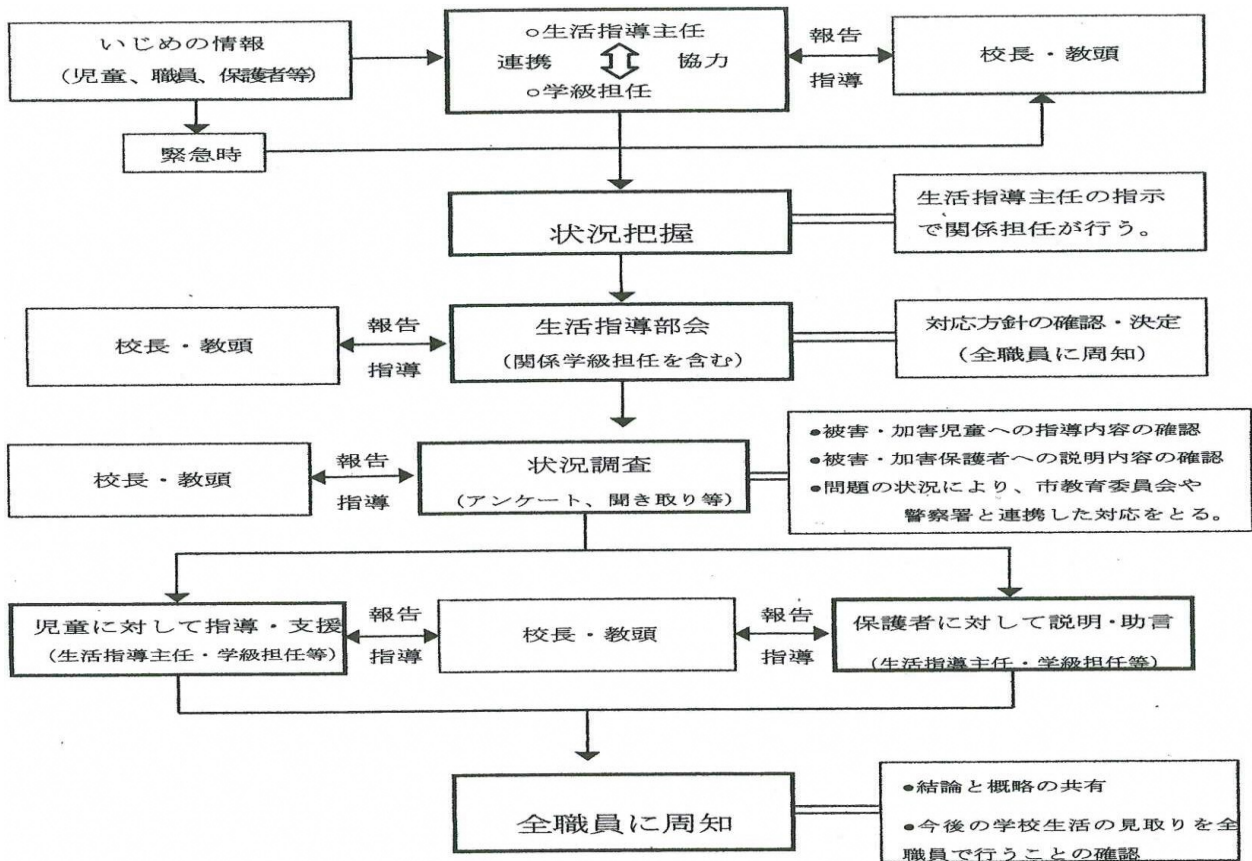
### 5 いじめ防止に向けた取組の評価

- ・ いじめ防止に関する取組を「学校評価（心の教育）」に位置づけ、定期的に評価を行う。
- ・ アンケート結果をもとに「学校評価全体会」を開催し、全職員で評価を行う。

### 6 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- ・ いじめ防止についての取組や児童の様子を「学校便り」に載せ、保護者や地域への啓発を図る。
- ・ 「金屋小学校いじめ防止基本方針」をホームページで公表する。
- ・ 入学時やPTA総会で保護者に「学校いじめ防止基本方針」を説明する。

## 7 いじめの対応について



## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

①いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童が自殺及び企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめの申し立てがあったとき

③いじめにより在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (「相当の期間」：年間30日を目安)

### (2) 重大事態の報告

重大事態発生 学校→市教育委員会→村上市長  
 \*学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり

①不登校重大事態については、欠席30日になる前、重大事態に至る相当前の段階から管理職に報告・相談する。

②いじめの申し立てがあったとき、管理職は事故速報を市教委にあげる。

③状況に即して1・2・3運動の励行

### (3) 調査の主体について

①学校が主体となって行う場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）

②市教育委員会が主体となって行う場合

\* 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障をきたす場合

### (4) 調査を行う組織

- ・ 重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ・ 学校における「いじめ不登校対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ・ この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図る。

（市教育委員会地区担当指導主事 市担当弁護士 学識経験者 精神科医 等）

### (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

○生活指導主任を中心に対策委員が客観的な事実関係を速やかに調査する。

○不都合なことがあっても事実にしかりと向き合う。

○「事実を明確にする」ために、場合によっては、同時に別室で聴き取る。

- ・ いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」
- ・ 「いじめの背景」「児童の人間関係にどのような問題があるか」
- ・ 「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。

○いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童、在籍児童、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
- ・ いじめられた児童、情報提供をしてくれた児童を守ることを最優先とする。
- ・ いじめられた児童には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活への復帰の支援や学習支援等をする。

○いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

### (6) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係について説明する。

この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

- ・ いじめ行為がいつ ・ 誰から ・ どのような態様で行われたか。
- ・ 学校がどのように対応したか。

イ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

エ 調査を行う際には、調査方法及び内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。市教委との協議は、必ず管理職が行う。

## ② 調査結果の報告

ア 調査結果については、市教育委員会をとおして、村上市長に文書で報告する。

イ いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会をとおして、村上市長に送付する。

(7) 学校のいじめ防止基本方針の内容を児童、保護者、地域に周知し、保護者や地域と  
いっそう連携していじめ防止の取組や啓発活動を推進していく。

① 荒川地区青少年健全育成協議会との連携

② 金屋小学校運営協議会との連携

③ 金屋小学校 PTA 3 役会との連携

④ 金屋小学校 PTA 生活指導部との連携

⑤ 民生委員児童委員との連携

## 9 新型コロナウイルスに感染した児童生徒等へのいじめ防止

- ・ 感染した人、感染症防止のために働いている人、その家族等を傷付けるような言葉や行動を防止するための発達段階に応じた予防的指導
- ・ 差別や偏見のもととなる「不安」を解消するため、公的機関が発する正しい情報の提供
- ・ 感染者または濃厚接触者となった児童生徒、及びその家族に関するプライバシーの保護
- ・ 事例によっては、保健所や医療機関、教育委員会等との連携